

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

保安機関の認定

根拠条文

液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律

第29条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い、2以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業者として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあっては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業者として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあっては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けることができる。

(欠格条項)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の認定を受けることができない。

- 一 この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第35条の3の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの

同法31条、同法施行規則第31条、第36条打1項第2号（省略）

審査基準

「損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置」の判断基準は、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（以下、保安業務告示という。）第1条、第4条による。

「保安業務資格者の数」については、保安業務告示第2条によって算定した数をうわまわっていること。

「保安業務用機械の数」については、保安業務告示第3条によって算定した数をうわまわっていること。

その他、保安機関の認定について（改正平成9年11月20日 平成09.09.29立局第5号）を判断基準とする。

(当該告示及び通達は、消防チームで閲覧できます。)

標準処理期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
14日	機		機	消防チーム	
	関		関		
	期		期		
	間		間	14日	